

第53号議案

春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

いじめに係る重大事態の調査業務の重要性及び専門性に鑑み、春日市いじめ防止等対策推進委員会委員及び春日市いじめ防止等調査委員会委員の報酬の支給形態及び額を見直すものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 いじめ防止等対策推進委員会委員及びいじめ防止等調査委員会委員が、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項又は第30条第2項の規定による調査に従事した場合の報酬額は、この表に定める報酬額にかかわらず、弁護士、医師又は学識経験者にあつては時間額11,000円、心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会又は市長が適当であると認める者にあつては時間額5,000円とする。
- 2 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人の日数については、職務が引き続き翌日にわたるときも、これを1日とみなす。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。